

雇児福発0329第1号  
社援基発0329第1号  
平成24年3月29日

都道府県  
各指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市  
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について

社会福祉施設等の第三者評価については、平成16年5月7日付け雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」により実施しているところであるが、今般、平成24年度より、社会的養護の施設については、第三者評価の受審及びその結果の公表が義務づけられたことから、平成24年3月29日付け雇児発0329第2号、社援発0329第6号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」が通知されたところである。

今般、施設種別ごとの施設運営指針ワーキングにおける検討を経て、全国社会福祉協議会が設置した評価基準等委員会及び厚生労働省の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で検討が行われ、今般、「第三者評価基準、評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点」の児童養護施設版、乳児院版、情緒障害児短期治療施設版、児童自立支援施設版及び母子生活支援施設版を、別添1から別添5までのとおり策定した。

また、「利用者調査の実施方法」の児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設版、乳児院版及び母子生活支援施設版並びにアンケート様式の児童養護施設版、児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設版、乳児院版、母子生活支援施設

母親用及び母子生活支援施設子ども用を、別添6から別添13までのとおり作成した。

さらに、「第三者評価結果の公表事項」の児童養護施設版、乳児院版、情緒障害児短期治療施設版、児童自立支援施設版及び母子生活支援施設版を、別添14から別添18までのとおり作成した。

各自治体におかれては、これを社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価に十分活用願いたい。

これに伴い、平成17年3月29日付け雇児福発第0329001号、社援基発第0329001号、障障発第0329001号雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」の別紙1（児童入所施設版）、別紙3（児童養護施設版）、別紙4（母子生活支援施設版）及び別紙5（乳児院版）並びに平成19年6月5日付け雇児福発第0605001号、社援基発第0605001号雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長通知「児童自立支援施設版及び情緒障害児短期治療施設版の「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」は廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

（別紙略）